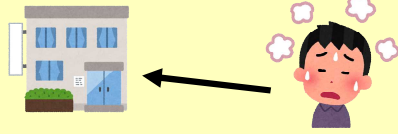


もしもあなたがコロナになったら

①かぜかな？と思ったら
医療機関を受診してください。

まずは、かかりつけ医又は発熱等診療医療機関※1へ電話してから受診してください。



②医師の診察を受けます。

医師の判断で行った検査費用は公費で負担するので、お金はかかりません※2。



※2 検査費用以外（初診料等）は自己負担あり

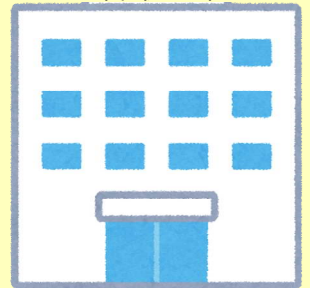
③陽性と診断されます。

陽性が陰性が確定させるには、医師の診断が必要です。市販の検査キットで陽性になった場合や、陽性でなくても症状がある場合は、必ず電話してから医療機関を受診してください。



あなたを診断した医師が保健所へ、発生届を提出します。

保健所



保健所等からあなたに連絡します。（電話又はSMS）

あなたの症状等に応じて、いずれかの場所で決められた日まで療養していただきます。

自宅療養

原則

自宅で療養します。健康観察のため保健所や医療機関から連絡します。要件を満たす場合は食料品等を支援します。

宿泊療養

県が確保した宿泊施設で療養します。常駐の看護師により毎日健康観察を行います。毎日3食支給されます。（お金はかかりません）

入院

症状が重い場合や重症化リスクが高い場合は、県が指定する病院へ入院し、治療を受けます。

療養終了

国が定めた基準（発症日から原則10日間）を満たし、他者に感染させるおそれなくなると判断される場合、療養終了となります。療養終了後も症状が続く場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に御相談ください。

※1 発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたがコロナになったら編～

Q. 市販の簡易検査キットで陽性となりました。どうしたらよいですか？

A. かかりつけ医又は発熱等診療医療機関を必ず受診してください。受診する際は事前に医療機関に電話し、市販の簡易検査キットで陽性となったことを伝えてください。かかりつけ医がないなど、受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターにお問い合わせください。対応可能な医療機関（発熱等診療医療機関）を紹介します。

Q. 医療機関で検査して陰性だった場合に、費用負担はありますか。

A. 医師が患者の診療のため必要と判断して検査を行った場合は、結果が陰性でも、新型コロナの検査に係る費用（検査料、判断料）の自己負担分は公費で負担しますので、お金はかかりません。ただし、検査前に発生する初診料などは自己負担があります。

Q. 自宅療養と言われたのですが、入院やホテル療養はできないのでしょうか？

A. 無症状や軽症で基礎疾患や重症化リスクのない人には、自宅療養をお願いしています。同居家族に重症化リスクの高い人がいて隔離が難しいなどの理由で自宅療養が難しい場合は、保健所に御相談ください。

Q. 自宅療養中の食料調達はどうしたらよいのでしょうか？

A. 自宅療養者のうち、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で、物資の提供が必要な方には、静岡県から5日分の食料品等をお送りしていますので、保健所にお問い合わせください。また、市町によっては、独自に自宅療養者への食料品等の配布を行っている場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

Q. 自宅療養期間が終了するときに、再度検査をしてもらえるのでしょうか？

A. 自宅療養の終了は、国が定めた基準を満たした場合に保健所が決定します。定められた期間療養していただいた場合は、他者に感染させる心配はありませんので、終了する際に再度検査をすることはありません。なお、職場等で勤務を再開する際に、職場等に証明を提出する必要がないことを厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

静岡県 コロナ よくある質問

